

佐倉市違反広告物除却ボランティア団体制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）に基づき市が処理することとされた違反広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定により都道府県知事が自ら除却し、又は委任した者に除却させることができるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。以下同じ。）の除却について、ボランティア団体が市と協働して実施するために必要な事項を定めるものとする。

（除却を委任する違反広告物）

第2条 法第7条第4項の規定により市長が除却を委任する違反広告物は、公共施設等（市内における公共の用に供する道路、公園、広場、緑地その他公共の用に供する施設、場所及び工作物等をいう。）に掲出された営利を目的とした違反広告物とする。

（除却の委任）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者が2人以上で構成するボランティア団体に違反広告物の除却を委任するものとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する満20歳以上の者であること。
- (2) 法、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）及び本要綱の主旨を理解し、佐倉市が推進する良好な景観形成に資する事業に協力できる者であること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に協力できる者であること。

2 市長は、前項の委任をしたときは、当該ボランティア団体を登録するものとする。この場合において、登録の期間は、限りを定めない。

（登録の申請等）

第4条 前条第2項の登録を受けようとするボランティア団体は、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体登録申請書（別記様式第1号）に佐倉市違反広告物除却ボランティア団体構成員名簿（別記様式第2号）を添えて市長に申請の上、市が主催する違反広告物の除却に関する講習会（以下「講習会」という。）を受講しなければならない。

2 市長は、ボランティア団体を登録したときは、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体登録証（別記様式第3号）及び佐倉市違反広告物除却ボランティア団体員証（別記様式第4号）を当該ボランティア団体に交付するものとする。

（講習会の受講）

第5条 第3条第2項の規定により登録されたボランティア団体（以下「登録ボラン

ティア団体」という。)は、市が必要に応じ開催する講習会を受講しなければならない。

(報酬)

第6条 登録ボランティア団体は、無報酬とする。

(作業計画書の提出等)

第7条 登録ボランティア団体は、4月1日から翌年の3月末日までにおける違法広告物の除却に係る作業計画について、最初の作業を開始しようとする30日前までに佐倉市違反広告物除却ボランティア団体年間作業計画書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、作業計画に変更が生じたときに準用する。

(除却した広告物の一時保管場所等)

第8条 登録ボランティア団体は、除却した違反広告物を市に引き渡すまでの間、一時保管しなければならない。

2 前項の規定による一時保管は、登録ボランティア団体の構成員の自宅若しくは近隣の集会所又は公民館、出張所、派出所その他の市が所有する施設で、市長が適当と認める場所とする。

3 市長は、第1項の規定により一時保管された広告物の引渡しに当たり、速やかに引き取らなければならない。

(作業報告書の提出等)

第9条 登録ボランティア団体は、違反広告物を除却したときは、速やかに佐倉市違反広告物除却ボランティア団体作業報告書(別記様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(除却作業における器具類の貸出し等)

第10条 市長は、当該年度の予算の範囲内において、登録ボランティア団体が行う違反広告物除却作業に必要な器具類及び腕章を貸し出すことができる。

2 前項の規定により器具類及び腕章の貸出しを受けた登録ボランティア団体は、それらを必要としなくなったとき若しくは棄損したとき又は第14条第1項の規定により登録を解除されたときは、速やかに貸出しを受けた器具類及び腕章を返却しなければならない。

(亡失の届出等)

第11条 登録ボランティア団体は、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体登録証及び佐倉市違反広告物除却ボランティア団体員証並びに前条第1項の規定により貸し出された器具類及び腕章を亡失し、又は棄損したときは、速やかに佐倉市違反

広告物除却ボランティア団体登録証・器具類等亡失届（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により届け出された事項について、登録ボランティア団体に過失が無いものと認めるときは、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体登録証及び佐倉市違反広告物除却ボランティア団体員証の再交付並びに器具類及び腕章の再度の貸出しをすることができる。

（ボランティア保険）

- 第12条 登録ボランティア団体は、その作業に起因する事故等について、市が加入するボランティア保険の対象となるものとする。

（変更等）

- 第13条 登録ボランティア団体は、団体名又は組織する構成員に変更があったときは、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体登録変更届（別記様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（登録の解除等）

- 第14条 市長は、登録ボランティア団体が第3条第1項の要件に適合しなくなったとき、第5条の講習会を受講しないとき又は次条に規定する遵守事項に違反したときは、当該登録を解除することができる。
- 2 市長は、前条の規定により登録を解除するときは、解除しようとする登録ボランティア団体又は構成員に対し、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体登録解除通知書（別記様式第9号）により通知しなければならない。
- 3 登録ボランティア団体は、その活動を停止しようとするときは、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体活動停止届（別記様式第10号）により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の届出があったときは、速やかに当該登録を解除するものとする。
- 5 登録ボランティア団体は、第1項の規定により登録を解除され、又はその活動を停止したときは、第4条第2項における団体登録証及び団体員証を市長に返却しなければならない。

（遵守事項）

- 第15条 登録ボランティア団体は、違反広告物を除却しようとするときは、交通の妨げや人体への危害、工作物等の損壊等の事故を起こさないよう、周囲に注意を払いながら作業しなければならない。
- 2 登録ボランティア団体は、違反広告物を除却しようとするときは、佐倉市違反広告物除却ボランティア団体員証を携行するとともに、第10条第1項の規定により貸し出された腕章を着用しなければならない。
- 3 登録ボランティア団体は、一時保管した広告物が飛散等することにより人体への

危害及び交通の妨げ等にならないよう、飛散防止策を講じなければならない。

4 登録ボランティア団体は、業務上知り得た個人情報等について、他にこれを漏らしてはならない。

5 登録ボランティア団体は、作業中に事故等があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(佐倉警察署及び電柱管理者との連携)

第16条 登録ボランティア団体は、その活動に当たり、佐倉警察署及び電柱管理者と連携し、協力するものとする。

(庶務)

第17条 登録ボランティア団体に係る庶務は、都市部まちづくり計画課で処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。